

第3号議案 濑戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和4年3月/8日

瀬戸市議会議長 宮園 伸仁 殿

提出者 瀬戸市議会議員

長江公夫

賛成者 瀬戸市議会議員

朝井 寧次
戸田 由久
柴田 利勝
三木 雪実
高島 清
富田 泉一
水野 良一
山田 治義
西本 潤

賛成者 濑戸市議会議員

小澤勝

II

II

II

4年議員提出第2号

第3号議案 濑戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会を構築する上で、ゴミの適正管理や資源化の推進は近年更に重要度が高まっている。

本市においても、平成26年度に「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現に向けてゴミ減量や3Rの推進のための様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、平成26年度以降、ゴミ排出量はほぼ横ばいであり、特に家庭系ゴミの排出量は人口減少にもかかわらず、微増減を繰り返しており、減量の目標値には至っていないのが現状である。

このような状況の中、瀬戸市環境衛生審議会において審議が重ねられ、市は令和3年3月に「一般廃棄物処理費の有料化の推進を早期に図られたい」との答申を受け、令和3年7月にゴミ処理費用有料化導入についての基本的な考え方をまとめた瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針を策定した。

家庭系ゴミ減量推進施策としての可燃ゴミ袋有料化は、導入した先進自治体の統計調査からも減量化に有効な施策であると考えられる。ただし、有料化はゴミ減量の施策体系の一部であり、目標達成のための協働パートナーである市民の過度な負担とならぬよう、資源化の促進やゴミ減量啓発に、より一層取り組むことが重要であると考える。

そこで市に対し、ゴミ処理費用有料化導入に当たっては、下記の事項に取り組んだ上で実施するよう求めるものである。

記

- 1 導入開始は令和5年9月からとしているが、ゴミ減量に繋がるよう資源化の更なる促進としてプラスチック製容器包装の資源化の周知徹底を図るとともに、ミックスペーパー回収の成果が上がる事業のための費用について、早期に予算化を図ること。
- 2 剪定枝の資源化について、持ち込み拠点や回収等の事業を有料化導入前に確立すること。
- 3 ボランティア清掃支援袋の対象を拡大し、取り組み強化を図ること。

4 处理・排出支援として、コンポスト、生ゴミ処理機等の購入支援や、子育て世代、高齢者、要介護者等に配慮した紙オムツ処理の支援策を有料化導入の前に確立、周知徹底を図り、導入後には対象者に負担を感じさせないように支援を行っていくこと。

5 市民のゴミ減量の意識向上のための啓発にこれまで以上に取り組み、将来を担う子どもたちへの環境学習を進め、ゴミ減量推進のための各種事業が総合的かつ有効に作用するよう市と市民との協働により進めていくこと。

6 有料化導入はごみ減量化施策の一つであり他の事業施策を含め、導入に際しての経緯と将来に向けて見込まれる効果についての説明を市民に対し丁寧に行うこと。

以上、決議する。

令和4年3月24日

瀬戸市議会

(理由)

この案を提出するのは、ごみ処理費用有料化導入を含めたごみ減量施策を全市一体となり効果的効率的に進めていくため必要があるからである。